平成２１年（フ）第４９９号
岡山市南区当新田381番地16
債務者　宗　　憲三
1　決定年月日時　平成22年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月15日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第５００号
岡山市南区当新田381番地16
債務者　宗　恵利香
1　決定年月日時　平成22年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月15日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第７１３号
岡山市南区豊成２丁目９番28―804号
債務者　眞鍋　一也
1　決定年月日時　平成22年１月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月14日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１０４３号
岡山県瀬戸内市牛窓町千手1238番地、前住所
大阪市東淀川区豊新３丁目21―10―601
債務者　川﨑　亜美（旧姓上田）
1　決定年月日時　平成22年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月16日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３号
熊本県八代市本町４丁目４番22号
債務者　飯田　兼三
1　決定年月日時　平成22年１月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月12日午前11時
熊本地方裁判所八代支部

平成２１年（フ）第９３２９号
大阪市淀川区塚本３丁目１番35―403号
債務者　山本奈津実
1　決定年月日時　平成22年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月24日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月２日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１０１５８号
大阪市東淀川区南江口２丁目６番１―606号
債務者　古見山隆志
1　決定年月日時　平成22年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月24日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月23日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１０１９２号
大阪市生野区鶴橋１丁目１番32号　さつきマンション307号
債務者　大西　英美
1　決定年月日時　平成22年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月24日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月２日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１４８号
栃木県大田原市中田原1825番地８
債務者　印南　　勲
1　決定年月日時　平成22年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月26日午前10時
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２１年（フ）第３１４号
長崎県佐世保市椎木町311番地の18、旧住所
神奈川県厚木市妻田東１丁目10番37―602号
債務者　小茂田　裕
1　決定年月日時　平成22年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月12日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２１年（フ）第３７１号
長崎県佐世保市木風町1473番地３　エス．パール木風206
債務者　神川　修一
1　決定年月日時　平成22年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月26日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２１年（フ）第３９５号
長崎県西海市西海町太田和郷3852番地10、旧住所岐阜県加茂郡坂祝町黒岩1466番地11
債務者　福田三千年
1　決定年月日時　平成22年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月12日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２１年（フ）第３９９号
長崎県北松浦郡鹿町町深江免28番地、旧住所
長崎県北松浦郡鹿町町下歌ヶ浦免989番地１
債務者　川尻　綾子
1　決定年月日時　平成22年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月12日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２１年（フ）第４５８号
広島県福山市瀬戸町大字長和624番地６、旧住所広島県福山市神村町2769番地
債務者　土屋　　修（旧姓小林）
1　決定年月日時　平成22年１月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月30日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月２日午後４時
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２１年（フ）第６４９号
青森県むつ市川内町宿野部**椛**木平56番地366
債務者　工藤恵美子
1　決定年月日時　平成22年１月20日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月31日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月15日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第６６４号
青森県上北郡野辺地町字上小中野67番地
債務者　中村あい子
1　決定年月日時　平成22年１月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月31日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月15日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係